

平成12年2月1日

金融機関の決済リスク管理について

要 旨

金融機関間の円滑な決済を実現することは、金融システムの安定にとって極めて重要である。そのためには、金融界全体として決済システムの仕組みや市場慣行の改善に取り組むだけでなく、個々の金融機関としても、決済リスクを適切に管理していく必要がある。

決済リスクは「決済が予定通りできなくなることに伴う損害の可能性」のことであり、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、リーガル（法的）リスクなどの側面を有している。また、こうしたリスクは、金融機関が参加する決済システムの特性によって、その態様が異なることがある。

このように決済リスクの態様には様々なものがあるが、金融機関は、決済リスクについて適切に認識し、測定・モニタリングし、コントロールするとともに、決済リスクの各種の側面や、参加する決済システムに応じたリスク管理策を講ずることが望まれる。こうした決済リスクの的確な管理は、金融機関間の決済に関する業務を収益機会として捉えるうえでも有意義と考えられる。

日本銀行は、こうした点を踏まえて、本年度から金融機関の決済業務のリスク管理状況チェックのウェイトを高めた考査を実施しており、今後も適切な対応に努めていきたい。

金融機関の決済リスク管理について

目 次

1 . はじめに	2
2 . 決済リスクとは何か	6
3 . 決済リスクの管理	8
(1)総論	8
イ. 決済リスクの認識	8
ロ. 決済リスクの測定・モニタリング	10
ハ. 決済リスクのコントロール	10
(2)各論	12
イ. リスクの種類ごとにみた管理策	12
a. 信用リスク管理面の施策	12
b. 流動性リスク管理面の施策	14
c. オペレーショナルリスク管理面の施策	15
d. リーガルリスク管理面の施策	16
ロ. 決済システム参加に伴うリスク管理策	17
a. 各種決済システム参加に伴うリスク管理策	17
b. わが国民間決済システムに参加する際のリスク管理策	19
c. 海外決済システムに参加する際のリスク管理策	21
4 . おわりに	21
(BOX 1) わが国の資金決済システムの概要	23
(BOX 2) 外為決済リスクについて	25
(BOX 3) 外為円システムにおけるリスク管理策	28
(BOX 4) 手形交換制度における繰戻し	30

1. はじめに

(本稿の目的・構成)

円滑な金融機関間の決済を実現することは、金融システムの安定を維持するために不可欠であり、日本銀行の使命の1つとなっている¹。日本銀行は、金融機関の間で行われる円決済の基幹システムである日銀ネットを運営しており、仮に決済に滞りが生じる時には日本銀行自身が実務上の影響を直接受けるだけでなく、場合によっては「最後の貸し手」として迅速かつ的確に行動することが求められる。このため日本銀行には、決済システムの安全性が損なわれることがないように、システムそのものの仕組みや運営方法の改善に取り組むとともに、決済システムの参加者である個々の金融機関に対してそのリスク管理の改善を促すことも求められている。このうち後者については、個々の金融機関に発生した問題により円滑な決済に支障が生じることがないように、日本銀行は日頃から金融機関のリスク管理状況をモニタリングしており、こうした施策の1つとして、契約に基づき取引先金融機関に対して審査を実施している。

本稿は、これまでの審査を通じて見出された実情や最近の情勢変化などを踏まえ、決済業務に伴うリスク（いわゆる「決済リスク」）を個別金融機関がどのように管理すべきか、といった点を議論することを目的としている。その構成としては、まず、決済システムが円滑に機能することの重要性を確認したあと、個別金融機関として決済リスクを適切に管理することが必要になってきている背景に触れる。次いで、決済リスクに関する概念を整理し、その管理の方法や留意点について、リスク管理の基本プロセスやリスクカテゴリーごとに検討を加えることとしたい。なお以下では、主として資金決済を念頭において論じ、証券決済に固有のリスク管理については直接には触れていないが、リスク管理の基本は証券決済にも当てはまるものと考えられる。

¹ 1998年4月に施行された新日銀法においては、「日本銀行は、（中略）銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする」（第1条第2項）とされている。

(円滑な金融機関間決済の重要性)

個人や企業が取引相手へ資金を支払う場合、現金の受渡しに代えて取引相手先の預金口座への振込み・振替えを利用することが多いが、その際、資金の支払人と受取人が同じ金融機関に預金口座を持っているとは限らない。支払人口座と受取人口座の金融機関が異なる場合、資金の最終的な受払いは顧客の依頼を受けた金融機関同士で行われる。また、金融機関は短期金融市場や外為市場などを通じて、自己のニーズによっても資金の受払いを行う。個々の金融機関は多くの顧客の受払いを取扱っているうえ、金融機関自身のニーズに基づき大口資金がごく短期間に頻繁に授受されることもあって、金融機関間の決済全体の金額は巨額に達している(因みに、わが国の代表的な決済システムである日銀ネットにおける1日当たり決済額は99年平均でみると約140兆円)²。

通常、顧客同士の決済を円滑に行うために、金融機関は顧客間の受払いを様々な形で立替えており、その都度、金融機関間で債権債務が発生する。こうした与信受信関係は日々多数の金融機関間で発生しているので、金融機関間の決済では各行の相互依存関係が強く、1つの支払不能³が他の支払不能を連鎖的に引き起こす可能性がある。これはシステムリスクと呼ばれ、それが顕現化した場合には金融システムに重大な問題をもたらす。また、近年、金融機関間の決済は高度にシステム化されており、ひとたび障害が発生しシステムの稼働が停止すると業務継続が困難となる場合もあるほか、その悪影響は非常に速くかつ広範囲に伝播する。さらに、各種取引は国境を越えて行われており、問題が発生した場合には、時差や法律の違いもあって解決には時間がかかることが多い。

このように、金融機関間の円滑な決済が阻害されないようにすることは、金融システム全体の安定確保にとって極めて重要である。同時に決済システムがわが国金融の重要なインフラの1つであることを考えると、その安全性だけでなく効率性を高めていくことも重要である。

² わが国の資金決済システムの概要については、BOX 1を参照。

³ 本稿において「支払不能」とは、金融機関の経営破綻に基づく債務不履行だけでなく、事務ミスやシステムダウン等の技術的要因に基づく一時的な債務不履行も含む。

（個別金融機関の努力）

以上のような認識は関係者の間ではかねてから共有されており、市場参加者、中央銀行などにより決済システム改革に関する各種の努力が払われてきた。近年の各国中央銀行決済システムのRTGS化⁴や、民間決済システムのランファルシー基準適格化⁵などの動きはこうした努力が結実したものにほかならない。

その一方で、金融機関間の円滑な決済を実現するためには、決済システムや慣行の改善だけでなく、その構成員である金融機関自身によるリスク軽減に向けた不断の努力も求められている。金融機関間の決済では、受取りを見込んだ資金を別の支払資金の充当に予定していることが多く、ある金融機関の支払不能は次々に支払不能を引き起こすことになりかねないので、まずは個別金融機関が支払不能を起こさないように努めていかねばならない。加えて、個別の金融機関は、他行の支払不能が自行にもたらす各種の損害の可能性もリスク管理の対象とする必要がある。こうした個別金融機関による決済

⁴ RTGS（Real Time Gross Settlement：即時グロス決済）は、決済システムにおいて、支払指図を受付ける都度に、1本1本独立して処理する仕組みである（RTGSシステム）。これに対して時点ネット決済は、発出された支払指図を一定期間溜めておいて、特定の時点に受払いの差額のみを決済する仕組みである（ネット決済システム）。RTGS化については、日本銀行が公表した一連のペーパー（例えば、1996年12月6日「日本銀行当座預金決済の『RTGS化』について」＜日本銀行月報1997年1月号掲載＞）を参照。

⁵ ランファルシー基準とは、もともと国際的な多角的ネットティング・システム（国内外の多数参加者間で法的に有効なネットティングを行うシステム）を対象とした安全性基準であり、1990年11月、BIS支払決済システム委員会「G10諸国中央銀行によるインターバンク・ネットティング・スキーム検討委員会報告書：通称ランファルシー報告書」（Report of the Committee on Interbank Netting Schemes of the Central Banks of the Group of Ten Countries）により発表された。同基準の主なものは、「各参加者がシステムに与え得るエクスポージャーに上限を設定すること」、「最大のエクスポージャーを有する先が支払不能に陥っても当日の決済がタイムリーに行われ得ること」等であり、現在同基準を「ネット決済システムを含めて国内すべての民間システムが満たすべきもの」と位置付けて、同基準をクリアするように制度を整備する動き（ランファルシー基準適格化）が一般的となっている。

リスク管理の必要性に関する議論は、従来はあまり行われてこなかったが、各種の情勢変化に伴い、リスク管理実施に向けての前提条件が整備されつつあり、つれて個別金融機関の関心も高まってきている。

最近における情勢変化の背景としては、以下の3点が挙げられる。

第一は、金融機関の破綻が現実には生じていることもあって、個別金融機関としても、取引相手の金融機関の支払不能が突然発生する可能性を意識せざるを得なくなったことである。これに伴い、それまで管理意識がやや弱かった「決済リスクに晒されている度合い」が実は非常に大きく、通常の信用リスク管理等とは別の手法を用いる必要がある、といった認識が高まってきている。

第二は、決済システムのルール上、個別金融機関にリスク管理が求められるようになってきたことである。例えば、従来、多くのネット決済システムでは参加者の支払不能を想定したルールが導入されていなかったが、ランファルシー基準適格化の動きを受けて、各種のリスク管理策が整備されるようになってきている。とりわけ、他の参加者との相対ベースの受払額に限度額を設けることを個別金融機関に義務付けている決済システムでは、個別金融機関は、限度額設定の過程で他の参加者に対するリスク管理を行うことが可能かつ必要となっている。

第三は、金融機関間の決済に関する業務が収益機会としても認識されるようになったことである。決済リスクの削減に向けたRTGS化やランファルシー基準適格化といった動きは、一方で個々の金融機関の資金繰り管理の複雑化、差入れ担保やロスシェア負担の増加、さらにはシステム開発・事務対応負担の増加等の追加的コストをもたらす面がある。こうした中で、決済件数が少ない先を中心に、決済システムに直接参加している先に決済業務の委託を図る金融機関が出てくる一方、直接参加している金融機関の中には、決済業務の受託をビジネスチャンスと捉え他行からの受託を積極的に進める先が出てきている。決済業務を大規模に受託する金融機関（いわゆるクリアリングバンク）にとっては、適切な業務運営を図るうえで、決済業務の受託に伴うリスクを的確に管理することの意義が一層高まっているといえる。

2．決済リスクとは何か

（決済リスクの概念）

個別金融機関の観点からは、決済リスクは「決済が予定通りできなくなることに伴い損害を被る可能性」と定義できる。取引が決済不能となるケースとしては、自行が支払不能となる場合と、他行が支払不能となる場合とがある。前者は自行が金融機関間決済の混乱の発生源になることであり、後者は受取不能など何らかの形で他行の支払不能の影響を被ることである。

自行の支払不能は、金融システムの安定を脅かすだけでなく、損害賠償を求められたり評判が低下するなど、様々なかたちで自行に悪影響が跳ね返ってくるので、これを回避するよう自らのリスク管理を徹底する必要がある。一方、他行の支払不能についても、自行の受取不能という形で不都合を被るので、各金融機関はリスク管理の対象とする必要がある。

（決済リスクの性格）

決済リスクは、その原因と性質から、一般に信用、流動性、オペレーショナル、リーガル（法的）の4つのリスクに大別される。信用リスクとは、取引金額が現在および将来のいかなる時点においても受取れなくなる可能性である。流動性リスクとは、将来時点では取引金額を受取れるかもしれないが予定した時刻には受取れない（これに伴い穴埋め資金を調達する必要に迫られるがそれが困難となり、仮に調達できて非常に高い調達コストを余儀なくされる）可能性である。オペレーショナルリスクとは、事務・システム上の支障によって生じ得る問題であり⁶、リーガルリスクとは、決済に伴う法的関係（ネットィングの法的有効性、決済システムの支払不能時の対応ルール等）が不確実であることから発生し得る問題を指している。なお、前述のように1つの支払不能が決済システム参加者間の債権債務関係や取引における相互依存関係を通じて次々に拡大するリスクのことを、システムックリスク

⁶ オペレーショナルリスクとは、狭義には、事務ミスやシステム障害に関するリスクを指すが、不正事件発生、法的不確実性、コンプライアンス体制不備、評判低下、災害など、幅広いリスクを指す言葉として用いられることもある。

と呼び、これが顕現化することは金融システムの安定にとって大きな脅威となる。

(決済システム参加により受ける影響)

決済システムの各参加者は共通のルールに従って決済を行っているが、当該システムにおける特定のルールによって金融機関が晒される上述のリスクの態様が異なってくる面がある。

例えば、近年、ネット決済システムの改善を目指して様々なリスク管理策が導入されてきた中で、ある参加者の支払不能によって生じた損失を他の参加者間で分担するロスシェアルールを採用するケースが多くなっている。このようなロスシェアルールは、決済システムにおける損失の分担を自律的に完了させる重要な仕組みであるが、一方で、ある参加者が支払不能になった場合、その支払不能参加者と何ら取引がなくとも支払不能額の分担を迫られることがあり、各参加者は当該ルールの下でどのくらいの損失分担をどのようなタイミングで負う可能性があるのかを自行の決済リスク管理の中で十分認識し、その影響を管理する必要が出てくる。また、手形交換制度などで典型的にみられるように、ある参加者が支払不能となった場合、当該参加者がいなかったものとして決済をやり直すこと（繰戻し）によって、ネットポジションが悪化⁷し資金繰りの見通しが狂ったり（流動性リスク）、手形の交換をやり直す等の実務上の対応を余儀なくされる（オペレーショナルリスク）こともあり得る。

さらに、RTGSシステムは、支払指図を受付ける都度直ちにそれを決済するため、ネット決済システムにみられるような未決済残高の累積がなく、システムリスクを削減するうえで最も優れた決済方法であるが、同システムの下では、各参加者は日中流動性をきめ細かく管理する能力が要求されることから、自行の流動性リスク管理上留意する必要がある。このように、金

⁷ 多数の関係者間で資金の受払いが網の目状に存在する場合、ある関係者に関し、全ての受取りと支払いを差引計算した計算結果を「ネットポジション」ないし「受払戻」といい、この値がプラス（受取超過）の場合を「勝ち」、マイナス（支払超過）の場合を「負け」という。

融機関は、特定の決済システムに参加していることから生ずるリスクの態様の変化を正しく捉えて、自行のリスク管理に組み込む必要がある。

3．決済リスクの管理

(1) 総論

本章では、個別金融機関が決済リスクをどのように管理すべきかについて述べるが、決済リスクの管理においても、他のリスク管理と同様にリスクの存在を認識し、その大きさを測定・モニタリングし、コントロールするといった基本的なプロセスを踏む必要がある。

イ. 決済リスクの認識

(決済業務における自行の位置付けの確認 図表 1 参照)

まず、決済リスク管理の出発点として、自行の決済業務に関する事実関係とリスクの所在を正確に認識しておかなければならない。とりわけ、決済業務における自行の位置付けを確認し、それがもたらすリスクの態様を把握しておくことが重要である。ここでいう「位置付け」とは、例えば、決済システムの直接参加者か間接参加者かという点である。直接参加者には前述のようなロスシェアルールが適用されるなど決済システム参加に伴う影響が直接及ぶのに対し、間接参加者にはそうしたルールが適用されることは少なく、決済システム内の相互依存関係から受ける影響は限定的であることが多い。

また、決済業務を他行から受託しているのか、他行に委ねているのかという点も問題になる。決済を受託している金融機関は、委託元の依頼を受けて金融機関間の決済を行うことに伴い一時的な立替えが発生することが多いので、委託元の信用度や事務対応能力についての的確な判断が求められる。逆に、決済業務を他行に委ねている金融機関でも、決済資金が確実に入金されるかどうかといった観点から、受託金融機関の信用度や事務対応能力について適切に評価しておく必要がある。従って、決済業務に伴うリスクの管理は、程度の差こそあれ、あらゆる金融機関にとって対応しなければならない課題と

なっている。

なお、決済業務を手広く受託しているいわゆる「クリアリングバンク」には、自行が支払不能となった場合の影響は極めて大きいので、より厳格な決済リスク管理が求められる。さらに、海外に所在する金融機関から決済を受託している銀行（この場合受託行は委託元からみて「コルレス銀行」と呼ばれる）は、クロスボーダー取引に伴う時差や言語、法律の違い等が大きいことから、より高度な事務対応能力が要求される。

（受取・支払の実態の把握）

自行の資金の受払いの実態を知ることにも必要である。具体的には、日常的にどの相手と、どのような種類の取引により、どの程度受払いを行っているかを把握すること（例えば「取引相手Aからは、国債買入れに伴う資金の支払いが月末に1,000億円のピークをつける」などといった認識をもつこと）であり、こうした実態把握を通じて取引額の大きさや事務対応能力等を評価し、リスク管理の意思決定に役立てることができる。

また、決済に関する事務プロセスを把握しておくことも重要である。例えば、外国為替の売買におけるドル資金の受取りの場合、取引相手のみならず取引相手のコルレス銀行、自行のコルレス銀行、CHIPS（ニューヨークの大口径ドル決済システム）、SWIFT（国際的金融取引に関するメッセージ伝送サービスを行う非営利法人〈本部ベルギー〉）など多くの主体が関与している。いずれの主体も問題の発生源となり得るので、日頃より、その関与度合いを正確に把握しておくことは、ひとたび受取不能等の事態に見舞われ、問題の的確な把握や迅速な対応を求められる際に大いに役立つ。

なお、以上のような実態把握に際して重要なのは、実務担当部署のみならず、経営陣やリスク管理部署も関与することである。例えば「取引相手Aからの明日の受取額」は、通常、取引の種類ごとに担当の実務部署が正確に把握しているが、「自行全体として明日Aからいくら受領するのか」についても、統括的な立場にある部署が十分把握しておくことが望ましい。そうでなければ、仮に決済当日Aに何らかの突発的な事情が生じ支払いがストップした場合、自行が被る影響が全体としてどの程度のものか把握したうえで、経

営として適切な対応を取ることができないからである。

ロ. 決済リスクの測定・モニタリング

次いで、決済リスクを測定・モニタリングすることも重要である。測定とは、ある取引に伴う決済リスクの大きさと存続期間を見極めることである。とくに存続期間については、発生時期と消滅時期を極力正確に捉えなければならない。決済リスクは、例えば資金の「受取り」によって消滅すると考えられるが、その場合、「受取り」の時刻を「入金があった時刻」ではなく「実際に入金を確認できた時刻」と捉え（後者の方が通常遅い）、決済リスクがより長く存在するとの前提に立った管理を行う必要がある⁸。また、入金後は極力速やかにその事実を確認できるよう事務・システム体制を整えることが望ましい。

モニタリングとは、特定の時点における決済リスクの大きさを把握することである。その際に問題となるのは、モニタリングのタイミングである。リスクの大きさをできる限りリアルタイムでモニターできることが理想ではあるが、これを実現するためのシステム構築などのコスト負担がリスクに比較して著しく過重であると判断される場合には、一定時点におけるリスクの大きさをモニターするに止めることもある（例えば、当日業後のバッチ作業により、業務終了時点のリスク量が翌日の業務開始時点に判明する方式の採用など）。いずれにしても、個々の金融機関としては、決済リスクのインパクトが自己資本や資金調達能力に比してどの程度のものであるか常に確認しておく必要がある。

ハ. 決済リスクのコントロール

こうして把握された決済リスクについては、限度額を設けることなどによ

⁸ これは、入金確認時点を意識しないと、万一、取引相手が破綻して受取予定資金が未入金となっても、その事実が判明する入金確認時刻を待たずに新たな取引を行ってしまう可能性が高まるからである。

り、一定範囲内にコントロールすることが必要である⁹。すなわち、限度額を相手先の信用力等も勘案して合理的な水準に設定するとともに、状況の変化に応じて適時・適切に見直すことが必要であり、さらに、限度額を上回るリスクを抱え込むことを未然に防止する仕組みや、止むを得ず限度額を超える場合の例外的な手続も事前に用意しておかなければならない。限度額設定に当たっては、決済実務を優先させ限度額を緩くするとリスクを取り過ぎることになるし、リスク管理を優先させ限度額を厳し目にすると実務上の支障をもたらすこともあり得るので、決済実務上の要請とリスク管理上の要請とをうまくバランスさせることが重要である。この点、「決済が滞りなく回ること」という実務上の要請が優先されがちになることが多い実情に照らすと、リスク管理上の要請についても十分考慮を払うことが望まれる。

なお、リスク限度額には2通りの種類がある。1つは、決済システムへの参加に伴って当該システムのルール上求められるものであり、仕向超過限度額やネット受取限度額などがその代表例である。仕向超過限度額は、ある参加者の仕向超過額（当該参加者の支払総額 受取総額）に限度を課すものであり、当該参加者が支払不能となった際にシステム全体に与える損失に上限を画することを目的としている。一方、ネット受取限度額は、他の参加者との相対ベースでのネット受取額（他参加者からの受取額 支払額）に関する限度額であり、他の参加者に対する一種の与信限度額として機能する。全銀システムでは仕向超過限度額が、外為円システムでは仕向超過限度額とネット受取限度額の両方が、それぞれ導入されている。

いま1つは、与信限度額（クレジットライン）や決済限度額（金融機関によっては日次決済枠、セトルメントリミットなどと呼ぶ例もある）など、金融機関が独自の判断で設定する限度額である。与信限度額は「ある取引先に問題が発生した場合、当該取引先からの回収が不能となる総額を一定以下に抑える」効果をもたらし、主として当該取引先に対する信用リスクのコントロールに用いられる。一方、決済限度額は、取引先ごとの1日当たりの決済額（受取額）について設けられ、「ある取引先に問題が発生した場合、ある

⁹ 決済リスクのコントロールの施策としては、限度額管理のほかに、担保や手数料を徴求することもあり得る。

1日に当該取引先からの受取不能となる額を一定以下に抑える」効果をもたらす、主として流動性リスクをコントロールする。このように、個々の金融機関としては、管理しようとするリスクの違いを認識しつつ、適切に併用していくことが求められる。

(2) 各論

イ. リスクの種類ごとにみた管理策

a. 信用リスク管理面の施策

金融機関には、決済業務を行ううえで様々なかたちで与信が発生する。こうした与信は、日中の決済を円滑に遂行する実務上の要請に基づいている、発生期間が比較的短期である（後述する日中与信の場合、瞬間的といえるものもある）、リスクの大きさが時々刻々と変化することもある、リアルタイムでの認識が容易ではない、巨額になりがちである等、通常の与信と異なるため、決済に伴う与信の管理に当たっては、これらの点に留意する必要がある。以下では、このような性格が際立っている対顧客の日中与信¹⁰と非DVP¹¹に伴うリスクを取り上げ、その管理方法について述べる。

（日中与信管理）

¹⁰日中与信には、対顧客の日中与信（顧客口座に発生する一時的な与信）だけでなく、ネット決済システムにおける「対金融機関の日中与信」も存在する。すなわち、ネット決済システムにおいて自行が被仕向銀行となる場合、当該銀行は仕向銀行から支払指図を受取ってから金融機関間での最終決済を行うまでの間（通常は日中の数時間）、信用リスクに晒されることになる。この点のリスク管理については、「決済システム参加に伴うリスク管理策」において後述する。

¹¹DVP（Delivery versus Payment）とは、証券取引や外為取引など2つの資産の交換を行う取引の決済において、取引当事者間の資産の移転、例えば、証券の引渡しと資金の支払いを相互に条件付け、一方が行われなければ他方も行われなくするようにする取決めのことである。なお、外国為替の売買において、現在DVPを実現しようとする各種の検討が行われつつあるが、こうした仕組みは、特にPVP（Payment versus Payment）と言われることがある。

金融機関は、顧客の依頼に基づいて他の金融機関への送金を行う場合、自行における当該顧客の決済口座に十分な残高がなくても、当日中に見合い資金が入金されることを前提として、残高を超えた金額を顧客口座から払出すことがある。これは、日中与信あるいは日中過振りなどと呼ばれ、顧客に対し日中一時的に信用を供与するものである。一般に、与信リスクの管理はオーバーナイト以上の与信に対して行われることが多く、日中与信については「リスクの存続期間が短い」、「実務上不可欠」等の理由から必ずしも十分な管理が行われてこなかった。こうした傾向は一般事業法人に対する日中与信管理よりも、銀行、証券会社等の金融機関に対する日中与信管理においてとくに顕著に見受けられる。

日中与信の管理方法としては、顧客ごとにその信用力に応じて日中与信限度額を設定することが有効である。その際、日常のモニタリング・実績把握、限度額を超過した場合の扱い、限度額の設定・定期的見直し等について、実務担当部署のみならずリスク管理部署も関与し、的確に実践されていることが必要である。

(非DVPに伴うリスク)

金融機関は、証券取引（証券と資金の交換）や外為取引（複数の通貨の交換）など2つの資産を交換する金融取引を数多く行っている。こうした双務的な取引では、取引相手から交換資産を取りはぐれるリスクを回避する方策、すなわちDVPが重要である。DVPでない場合には、自らの資産を相手に渡した後相手の資産を受取るまでの間、取引相手の支払不能により交換資産を取りはぐれるリスクが存在する。資金決済におけるこうしたリスクとしては、外為決済リスクが挙げられる¹²。外為決済リスクとは、外国為替売買の決済

¹² 1974年、ドイツの中堅銀行であったヘルシュタット銀行が倒産した際、同行を相手に外為取引（マルク売り・ドル買い等）を行っていた銀行が、受渡通貨（マルク）を支払ってしまったあと、ドルを受取れなくなった。こうした先は非常に多数に上り、国際的な金融危機に発展した。また、1991年7月、ルクセンブルク籍のアラブ系銀行BCCIの倒産時に、ある銀行はBCCIに円を支払ったあとドルを受取れなくなった。このほか、ソビエトのクーデター未遂事件(1991年)、ベアリング社倒産(1995年)などの際、同様の事態に晒された。詳細は、1996年3月、BIS支払決済システ

において、2通貨の受渡しタイミングに時間差があるために発生する通貨の取りはぐれリスクであり、一方の通貨を支払ってから他方の通貨を受取るまでの間、金融機関は信用リスクに晒される。従って、金融機関は当該リスクの大きさと存続期間を正確に認識し、これを既存の信用リスク管理プロセスと同様の方法により管理する必要がある（より詳細については、BOX 2を参照）。

b. 流動性リスク管理面の施策

流動性リスクの程度は、以下のような要因によって規定される。第一に、資金調達能力に対して受取不能となり得る額の割合が大きいかほど、当該行にとっての流動性リスクは大きくなる。第二に、受取不能の発生タイミングが、1営業日のうちで通常の市場調達が可能な時間帯の終わりに近づくほど、代替資金の調達は容易でなくなり、流動性リスクは大きくなる。第三に、通常であれば問題のない時間帯であっても何らかの事情により市場が動揺を来たす場合は、個別金融機関にとって市場からの資金調達が難しくなる可能性が強まり、その分、流動性リスクも大きくなる。

流動性リスクの管理には、上述した限度額の設定等、信用リスク管理方法の殆どが活用できるが、流動性リスクに固有な方策として、日々の資金繰りにおいて受取不能が発生する可能性を予め念頭においておくことも有用となる。すなわち、資金繰りの予想に当たり、取引相手先の財務状況の悪化や様々な突発的な事情から予定されていた資金が未入金となることもあり得るとの前提に立って、状況に応じ資金調達額や手許流動性をその分増加させたり、第三者からの緊急調達ファシリティの確保といった方策を日頃より採っておくことが求められる。

なお、決済ルールによっては、より高度な流動性リスク管理が求められることもある。例えば、日銀ネットでは、現在ほとんど時点決済が利用されており、支払指図は指定した決済時点まで処理されないが、本年末に予定され

ム委員会「外為取引における決済リスクについて（要旨を日本銀行月報 1996年4月号に掲載）」（Settlement Risk in Foreign Exchange Transactions）参照。

ている RTGS 化が実現すると、すべての支払指図は即座に処理されて自行の日銀当座預金が直ちに引落されるため、これまで以上にきめ細かな日中資金残高の管理が必要となる。また、DVP の仕組みは、証券の受取りと資金の支払いのタイミングが条件付けられることから、日中資金残高の管理に当たっては、自行の証券の受取りについても適切にコントロールすることが必要である。

c. オペレーショナルリスク管理面の施策

決済リスクが現実のものとなる際には、他行あるいは自行における事務上のミスやシステムの障害などが契機となることも多い。従って、金融機関は事務上のミス、システムダウン、セキュリティ侵害等の可能性を極力小さくするとともに、万一の緊急時に備えた対応策を整備しておく必要がある。

人的ミスを排除し決済関連の事務を間違いなく遂行する観点からは、相互牽制体制の構築が基本となる。より具体的には、支払指図の取扱いに関して、複数のオペレータによるチェックや役席等による事後点検、文書による確実な部門間の情報伝達、規程の整備などが必要になるほか、行内外での支払指図データ授受の自動化（STP < Straight Through Processing > 化）も有効である¹³。

また、システムは決済業務を支える最大のインフラであり、大規模な障害が発生した場合には、個別金融機関の業務継続に大きな打撃を与えるのみならず、その影響が金融機関間の決済全般に及ぶ可能性がある点には、とくに留意が必要である¹⁴。こうした観点に立ち、預金・為替等の基幹勘定系、フ

¹³ STP とは、業務データの受渡しを人手を介さずにシステム間の連動により自動的に行う仕組みのことである。近年、主として事務の効率化の要請から STP 化が進展し、人手を介在する割合が低くなった結果、事務ミスの防止に大きく貢献している。同時に、一旦システムに入力されると途中で取引のチェックを行うことは難しく、また、システムへの依存度が高まるにつれ障害発生時の手作業による業務継続が難しくなるなどの問題も指摘されており、こうした点に対する備えも必要になる。

¹⁴ コンピュータ 2000 年問題について、数年来対応策が進められてきたのも、システムのダウンや誤作動が自行の業務中断のみならず決済システム全体に混乱をもたらす

アームバンキングなどの対外接続系、その他決済システムとのデータ交換を介在する重要なシステムについては、開発段階から十分なテストを実施して高い品質を確保するなど障害の防止を目指すとともに、システムに対する不正侵入、データ改竄・盗取等を防止する情報セキュリティを確保することが望まれる。

さらに、問題を未然に防止するだけでなく、万一問題が発生した場合に備えて、システム障害時の代替策・復旧手段、指揮命令系統・情報連絡体制を予めマニュアル化し、それに基づき定期的な訓練を行うなど、緊急時の対応策（コンティンジェンシープラン）を整備しておくことも重要である。加えて、災害、テロ等の拠点被災に備え、業務中断が及ぼす影響を勘案の上、重要な電算センターやオフィスについては適宜バックアップサイトを設置することも検討されるべきである。

なお、こうした金融機関間の決済に関する一連の業務は、一般の営業店よりも本部や事務集中センターで行われることが多くなってきている。これまで内部検査や事務指導担当部署によるチェック、指導の重点はどちらかと言えば一般営業店におかれてきたが、今後は「円滑に行われている金融機関間の決済を自行が阻害することはないか」との観点から、本部・事務集中センターなどにおける事務指導や検査によるチェックを今まで以上に効かせていく必要がある。

d. リーガルリスク管理面の施策

決済に関する法的関係が不確実である場合には、リーガル（法的）リスクが発生する。決済に関する法的関係の不確実性とは、例えば、ネットィング実行により受払いを差引計算（ネットアウト）した差額が独立した債権債務となっているか、自行の預金口座に入金された資金が自由に処分可能なものとして認識できるか（取り戻されることはないか）、決済システム参加者の支払不能時の対応ルールが明確か（予想外の負担を負うことはないか）、クロスボーダー取引における契約の準拠法や紛争発生時の管轄裁判所が明確に

可能性があると考えられたためである。

定められているか、といった問題である。これらが不確実である場合、ないし確実と誤解している場合は、金融機関には決済不能発生時に思わぬかたちで信用リスク、流動性リスクが顕現化することになる。従って、自行の決済業務に関する法的関係を洗い出し、極力不確実性を排除しておく努力が必要である。その際、自行の法務部門が積極的に関与するほか、必要に応じ外部専門家の意見を取得しておくことも望まれる。

ロ. 決済システム参加に伴うリスク管理策

前述の通り、金融機関が晒される決済リスクは、参加している決済システムの特性によっても様々な影響を受ける。以下では、各種決済システムごとに、その概要を解説したのち、わが国民間決済システムと海外決済システムに参加する際のリスク管理策について具体的に述べることとする。

a. 各種決済システム参加に伴うリスク管理策

(RTGS システム)

RTGSシステムは、支払指図が発出されると直ちに処理され未決済の残高が積み上がらないことから、システミックリスク削減を実現する最も優れた決済方法であるが、一方で、発出した支払指図が即座に処理される分自行の資金負担は高まるため、金融機関は自行の資金繰りをきめ細かく行う必要が出てくる。わが国では、本年末を目処に日銀ネットのRTGS化が予定されているが、その際金融機関は、自行の日銀当座預金について、日本銀行に差入れた担保の範囲内で日中ベースの当座貸越（日中赤残）を受けられることができる。従って、個別金融機関としては、日銀当座預金の残高はもとより、赤残発生余力や担保繰りについても、日中、タイムリーにモニタリングすることが重要になる。また、支払指図の保留・支払順位付け、大口支払の事前把握・承認など支払指図の発出のタイミングや、資金調達のタイミングを的確に調整することも必要である。さらに、日銀当座預金に発生した日中赤残が、事務ミスやシステムダウンなどを契機として当日中に穴埋めできない（オーバーナイト化する）ことのないよう、事務・システムの堅確性確保にも万全

を期するべきである。

(ネット決済システム)

ネット決済システムでは、参加者が支払不能に陥った場合を想定した対応ルールが定められていることが多く、参加者はそのルール如何で様々な影響を被る。個別金融機関としては、この点を勘案して支払不能発生時の自行の対応体制や事務マニュアルの整備を図る必要がある。そのための前提としては、まず当該決済システムで支払不能が発生した場合の対応ルールについて、よく理解しておく必要がある。

ネット決済システムにおいて支払不能が発生した場合の対応ルールは、サバイバースペイ (survivors-pay) とデフォルターズペイ (defaulters-pay) に大別できる。サバイバースペイとは、支払不能となった参加者以外の参加者が一定の按分方法に基づいて損失を負担するルールである。一方、デフォルターズペイとは、予め差入れておいた担保を利用するなどして、支払不能となった参加者自身が支払不能額の穴埋めをするルールである。後述の通りわが国では、例えば外為円システムではサバイバースペイ方式が、全銀システムではデフォルターズペイをベースとした方式がそれぞれ用いられている。さらに、両ルールに共通する工夫として、支払不能額が当日中に確実に穴埋めされ全体の決済が速やかに終了するように、本来の負担者に代わって別の主体 (銀行) が一時的に流動性を立替える取決めを事前に結んでいることもある (この場合の一時的な流動性の立替主体を流動性供給銀行という)。

このほか、ネット決済システム等における支払不能時の対応ルールの1つに「繰戻し」がある。これは、支払不能に陥った参加者を除いて決済ポジションを再度算出し決済をやり直す方法である。「繰戻し」が実施されると各参加者の要決済額が再計算される結果、支払額が当初予定していた額よりも増大したり、受取額が減少する可能性があり、金融機関にとって資金繰りに大きな影響が及ぶ。さらに、これによって再計算後の決済ポジションを直ちに決済できない新たな参加者が出てくるといった惧れがあり、場合によっては、支払不能が複数発生することもある。こうしたことから、繰戻しは大口決済システムの支払不能時のルールとしては望ましくないとの評価が一般的となっている。

b. わが国民間決済システムに参加する際のリスク管理策

全銀システム（内国為替制度）

現行の全銀システムでは、参加者は仕向超過限度額を自ら設定するとともに、それに見合う担保を予め日本銀行に差入れておき、万一当該参加者が支払不能となった場合には、その担保を見合いに日本銀行が一時的に立替えて決済を完了させることとなっている。この仕組みでは、仕向超過の全額が差入れ担保でカバーされている訳ではなく（差入担保額によるカバー率は現状仕向超過限度額の65%以上）、差入担保額を上回る仕向超過を残して参加者が支払不能となった場合には、最終的に当該超過部分は支払不能参加者が属する「業態」の共同責任となる¹⁵。個別金融機関は、仕向超過限度額を事務実態に即した合理的な水準に設定するとともに、事務量の繁閑等を勘案して機動的に見直すことが必要である。また、仕向超過限度額に抵触して大量の仕向送金不能が発生しないよう、適切なモニタリング体制を確立し、万一こうした事態が生じた場合の対策についても整備しておくべきである。

なお全銀システムは、本年中を目処に現行の日銀立替方式を廃し、「保証行責任方式（担保・保証選択方式）」に移行する予定である。同方式は、仕向超過限度額に相当する分だけ、予め担保を東京銀行協会に差入れておくか他行に債務保証を依頼しておき、自行が支払不能を起こした場合には、予め定めた流動性供給銀行が一旦立替えたうえで、最終的に担保処分や他行の支払いにより支払不能分を賄う仕組みである。この仕組みの下では、個別金融機関は、自行の仕向超過限度額をどのような割合で担保差入れと保証取付けに振り分けるかを検討することが必要となる。また、保証する立場となる金融機関では、保証履行が求められる可能性を念頭におき、予め対応策を講じておく必要が生ずることとなる。

外為円システム（外国為替円決済制度）

1998年12月、外為円システムにおいてリスク管理策が整備された。これは、

¹⁵ その意味において、全銀システムはデフォルターズペイを基本としつつ、サバイバーズペイの要素も存在するといえる。

ネット受取限度額の義務付け、仕向超過限度額の算出・設定、ロスシェアールの見直し、流動性供給および担保スキームの新設、ネットリングスキームの法的安定性の確保、などから成る（詳細は、BOX3を参照）。このリスク管理策におけるポイントの1つは、万一ある参加者が自らの仕向超過額（負け額）を支払えなくなった場合には、他の全ての参加者が予め当該参加者に対し設定していたネット受取限度額（一種の与信限度額）に応じて、その支払不足額を分担するというサバイバースペイ・ルールを採用していることである。

このルールの下では、参加金融機関は自行が支払不能参加者に設定したネット受取限度額が高いほど多くを分担する。換言すれば、ネット受取限度額は他参加者の支払不能時に自行の分担金の算出根拠となる。このため、個々の金融機関は、ネット受取限度額をどのように設定するか、どのように定期的に見直すか、といった点について、他の金融取引において取引相手ごとに設定している与信限度額等に準ずる方法で慎重に定めなくてはならない。その際には、決済実務上、リスク管理上の双方からの要請をうまくバランスさせるとともに、各参加者の信用状態の変化に即して機動的にネット受取限度額を変更できるように行内手続きを予め整備しておくことも必要である。さらに、他の参加者が破綻した時の分担金支払いを日中求められる場合に備え、自行の負担は最大どの程度の額に達するか認識し、その支払いが可能かどうか見極めるとともに、緊急時に備えたマニュアルの整備や訓練の実施といった実務的な対応を行っておくべきである。こうした備えは、一定の流動性供給をコミットしている流動性供給銀行においても必要であることは言うまでもない。

手形交換制度

手形交換制度における繰戻しの際に支払不能参加者以外の参加者が被るポジションの悪化幅は「当該支払不能先に対する持出し超過額」であり（BOX4を参照）、資金繰り担当部署は早急にこの額を把握する必要に迫られる。また、繰戻しは、手形交換所の緊急時対応手続きに即し、極めて短い時間に大量の手形の処理を的確に行う必要があるだけに、個別金融機関としても、日頃よりマニュアルを整備したり、繰戻し実施が判明する時刻や物量

に応じた実務対応のシミュレーション・訓練を実施するなど独自の努力も求められる。なお、代理交換を他行に委ねている委託元金融機関が破綻した場合には、例外的に繰戻しを行わないことが認められているが¹⁶、その際には受託金融機関に一時的に資金負担が生じ得ることも念頭においておく必要がある。

c. 海外決済システムに参加する際のリスク管理策

決済システムへの参加に伴うリスクの管理の必要性は、国内決済システムに止まらず、海外拠点に参加している決済システムについても当てはまる。むしろ海外決済システムでは、外国通貨に係る流動性リスクとして問題が顕現化するほか、時差等の関係から緊急時対応がスムーズに行かない可能性もある。このため、海外拠点が参加している決済システムの基本的な仕組みや運営方法について、本部セクションが統一的に把握しておくとともに、こうした情報を踏まえてその決済システム自体や決済を委ねる相手先のリスク評価、所要の外貨流動性の確保、代替的な決済システムの想定、といった具体的な対応策を用意しておく必要がある。

なお、欧米金融機関の中には、各種の評価項目（参加基準、リスク管理状況、法的問題の存否、事務水準等）を設けて、自行拠点が参加している世界各国の決済システムについて定期的に格付けを行うなど決済システム参加に伴うリスクの評価手続きを確立し、決済システムからの脱退、代替決済システムの利用等について役員クラスで構成するリスク評価委員会が判断する際の重要な参考としている先もみられる。

4. おわりに

日本銀行検査局では、昨年3月に公表した「平成11年度の検査の実施方針等について」の中で、決済システムに関連する金融機関のリスク管理状況を重点調査事項の1つに挙げ、昨年春以降、検査の場で個別金融機関の決済業務に関するリスク管理状況のチェックのウェイトを高めた調査を行ってきて

¹⁶ 東京手形交換所では、代理交換委託元破綻時の扱いは、交換所規則第57条（代理交換委託金融機関の不足金の不払）に定められている。

いる。その際の具体的なチェックポイントはこれまで述べてきた通りであり、図表2に基本となるべき項目を整理しているが、今後これらを実際の審査等における調査ポイントとして活用しつつ、さらに発展・充実させていきたいと考えている。

日本銀行としては、今後もわが国における金融機関間の円滑な決済を確保する観点から、決済リスク管理にウェイトをおいた審査の実施を含めて適切な対応に努めていく方針にあり、各金融機関では、その趣旨も踏まえてリスク管理策の一段の充実が図られることを期待したい。

以上

(BOX 1) わが国の資金決済システムの概要

わが国の主な資金決済システムには、手形交換制度、全銀システム、外為円システム、日銀ネットなどがある（下の図表参照）。

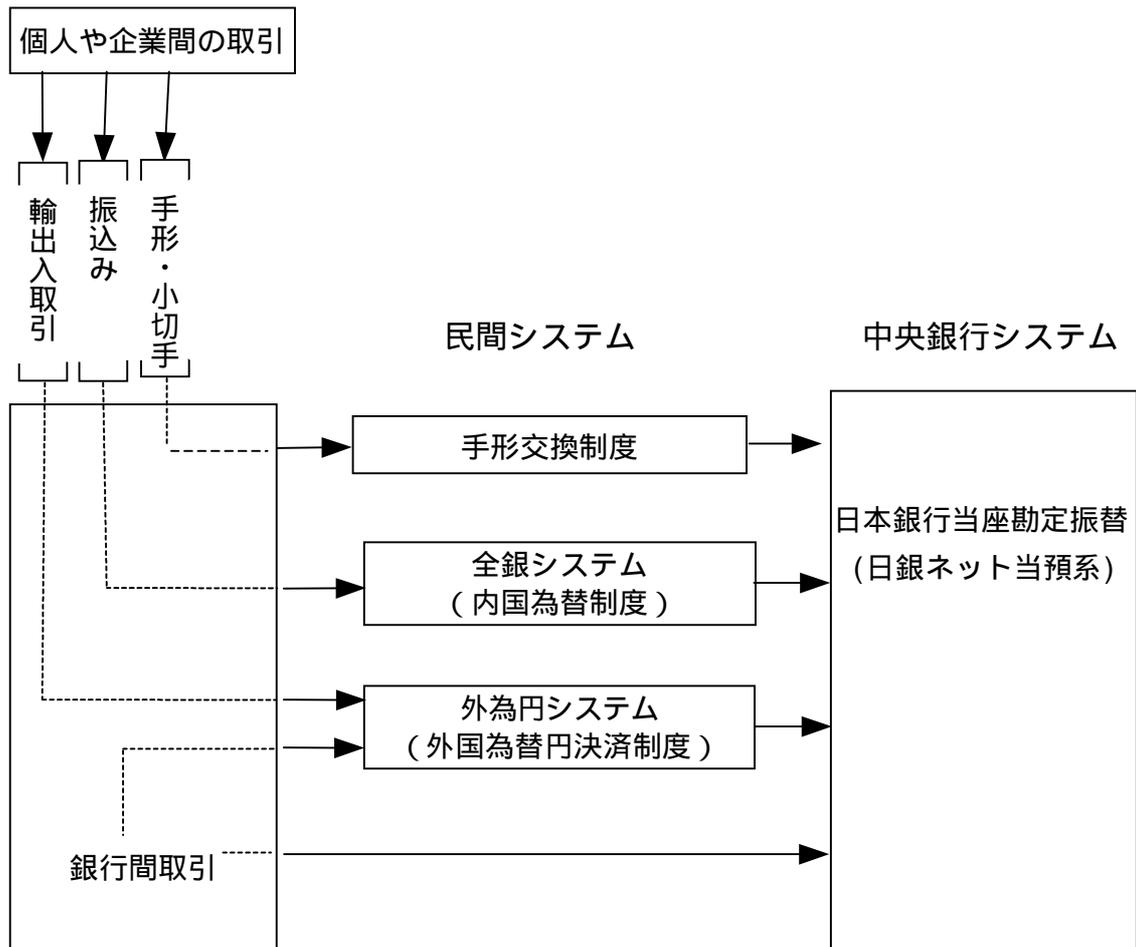
手形交換制度は、各地の銀行協会が運営する手形・小切手等の交換制度である。加盟金融機関は、顧客から受入れた手形・小切手等を手形交換所に持出し、交換所は各金融機関の受払差額（手形交換尻）を計算する。手形交換尻の決済は、日本銀行または幹事銀行の当座勘定間の振替えで行われる。

全銀システムは、内国為替運営機構（東京銀行協会が事務局）が運営する内国為替制度において、支払指図の伝送や受払差額計数の算出等を行うオンラインシステムである。支払いを行う金融機関は、振込み・送金などの支払指図を全銀システムを通じて受取金融機関に送信する。全銀システムは、支払指図の送受信を媒介した後、各金融機関の受払差額（為替決済額）を計算する。為替決済額の決済は、日本銀行当座勘定間の振替えで行われる。

外為円システムは、東京銀行協会が運営する外国為替円決済制度（外為売買、輸出入取引など外為関係取引に関する円資金の支払いを行う仕組み）において、支払指図の伝送および交換尻計数の算出等を行うオンラインシステムであり、同協会から委託を受け、日本銀行が日銀ネットの一部として提供している。円の支払いを行う金融機関は、支払指図を日銀ネット外為円システムを通じて受取金融機関に送信する。同システムは支払指図の送受信を媒介した後、各金融機関の受払差額（外為円交換尻）を計算する。この交換尻の決済は、日本銀行当座勘定間の振替えで行われる。

日銀ネット（日本銀行金融ネットワークシステム）は、日本銀行が運営するオンラインシステムであり、日本銀行当座勘定の振替え、登録国債の移転登録、国債振替決済制度における国債の振替え等を行う。金融機関相互の短期資金取引や、手形交換制度、全銀システム、外為円システムにおける受払差額（交換尻）の決済に用いられているほか、日本銀行と市中金融機関等とのオペ等の決済にも利用されている。

(図表) わが国の資金決済システム



(BOX 2) 外為決済リスクについて

外為決済リスクとは、外国為替売買の決済において、2通貨の受渡しタイミングに時間差があるために発生する通貨の取りはぐれリスクである。例えば円ドル売買では、決済日付は同じであっても、時差によりドルの決済時間帯（ニューヨーク時間）が円の決済時間帯（東京時間）よりも遅れるため、東京で円が支払われた後、ニューヨークでの決済時間帯までにドル売り銀行が破綻すると、ドル買い銀行はドルを取りはぐれる。

この種のリスクは、自ら債務を履行する前と後では、リスクの態様が異なるのが大きな特徴である。すなわち、外為売買では、約定してから一方通貨が支払われるまでの間のリスク額は再構築コスト¹⁷に過ぎないが、一方通貨の支払いから他方通貨の受取りまでの間は元本分に膨らみ（図表a参照）、通常はこの元本相当分を外為決済リスクと呼ぶ。従って、外為決済リスクは、リスク発生から消滅までの期間を正しく認識することが非常に重要である。BISの支払決済システム委員会（CPSS）では、外為決済リスクの存続期間を「支払通貨の支払指図が事実上取消不能になってから、受取通貨の受取りを確認するまで」として測定することを提唱しており¹⁸、これに従うと外為決済リスクの存続期間は、日中の数時間ではなく数日に及び得る。個別金融機関としては、外為決済リスクの存続期間を認識したうえで、事務体制の見直しやコルレス銀行との調整などにより支払指図の取消不能時刻（リスクの発生時刻）を後ろ倒ししたり、通貨の受取確認時刻（リスクの消滅時刻）を前倒しするなど、これを可能な範囲で短縮するように努める必要がある。

¹⁷ 再構築コストとは、相手先の支払不能などにより取引を別の第三者とやり直すときに要する費用を指す。外為売買では、通貨を支払うまでは互いに支払うべき通貨を手許に保有しているので、万一相手方が支払不能となった場合には、手許の通貨を別の第三者に売却して受取る予定であった通貨を入手すればよい。しかしその際、相場変動等により売却する通貨の約定価格が当初約定価格を下回る場合、その損失が再構築コストに相当する。

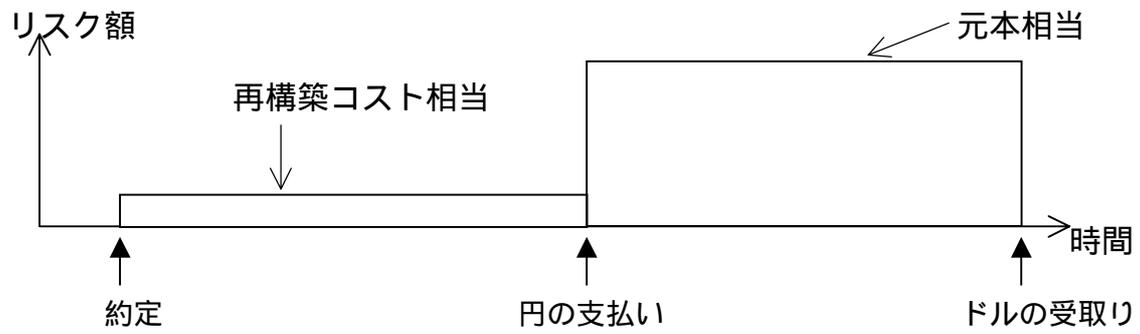
¹⁸ 1996年3月、BIS支払決済システム委員会「外為取引における決済リスクについて（要旨を日本銀行月報1996年4月号に掲載）」（Settlement Risk in Foreign Exchange Transactions）。

さらに、通貨の受渡しの前後関係により、外為決済リスクの態様は異なる。例えば、同じ円ドル売買であっても、円売り・ドル買いでは円の支払いが先行するためドルを取りはぐれる信用リスクがあるが（図表a）、円買い・ドル売りでは円の受取りが先行するため実際には取りはぐれのリスクは存在しないことが普通である（図表b）。この点、最近、外為決済リスクの抑制策として決済限度額管理¹⁹を導入する金融機関が増えているが、この管理手法では、通常、通貨の受取りのみを捉えていて、「円売り・ドル買い」と「円買い・ドル売り」が区別されないため、外為決済に伴う流動性リスクを管理する手段としては有効であっても、取りはぐれに伴う信用リスクを管理しているとは言えない。このため、外為決済リスクの管理では、決済限度額に加え与信限度額管理もあわせて適用し、売買通貨の組み合わせがもたらす信用リスクの多寡を的確に管理する必要がある。

¹⁹ 1つの取引先からの1日の受取金額を一定額以下に抑制することを目的とし、ある特定の1日に決済日が集中するおそれがある場合には、約定の段階で追加的な取引をシステム的に排除する仕組み。

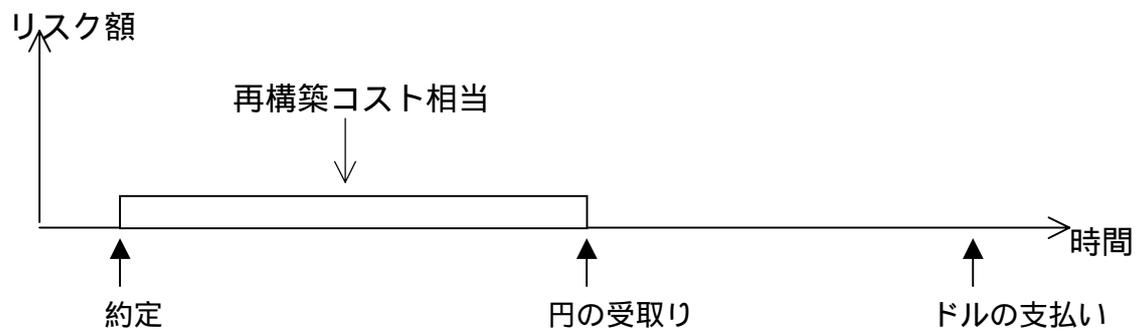
(図表a) 外為決済リスクにおける信用リスクの態様(その1)

円売り・ドル買いの場合



(図表b) 外為決済リスクにおける信用リスクの態様(その2)

円買い・ドル売りの場合



(BOX 3) 外為円システムにおけるリスク管理策

外為円システムには、1998年12月、新しいリスク管理策が導入された。その概要は以下の通りである。

(ネット受取限度額)

各参加金融機関は、他の参加金融機関各々に対してネット受取限度額（「他参加者からの受取額 支払額」に対する限度額）を設定することを義務付けられている。ネット受取限度額は、当該取引相手に対する自らの信用評価を表す。すなわち、ある金融機関（被仕向銀行）が他の金融機関（仕向銀行）から支払指図を受取ると、その瞬間から金融機関間の決済が終了するまでの間、被仕向銀行は仕向銀行に対して信用を供与することになる。つまり、被仕向銀行にとって、支払指図の受取りは仕向銀行に対する与信を意味しており、この受取超過額（ネット受取額）に限度を課すことが仕向銀行に対する与信管理（信用評価）となる。

(仕向超過限度額)

各参加金融機関について、仕向超過限度額（「自行の支払総額 受取総額」に対する限度額：負けポジションの最大値）が設定される。同限度額は、他行から設定されるネット受取限度額（信用評価）の総和の一定割合（現在5%）として算出される。すなわち、他行から高い信用を受けるほど仕向超過限度額が高くなる。逆に言えば、他行からの信用が低い金融機関は大きな負けポジションをとることができない。

(ロスシェアルール)

支払不能参加者が発生した場合、「残存参加者が当該支払不能参加者に設定したネット受取限度額に基づいて按分する形で、当該支払不能相当額を負担する」というロスシェアルールが存在する。従って、個別金融機関にとっては、ある金融機関に対してより高い信用評価（ネット受取限度額）を与えるほど、その金融機関が万が一支払不能となった際の穴埋め資金の負担が大きく課せられるリスクがある。

（流動性供給および担保スキーム）

上記ロスシェアルールを発動するプロセスにおいて、流動性不足により負担額を支払えない残存金融機関が発生した場合には、東京銀行協会は予め当該残存金融機関から差入れられていた担保を見合いにして、予め指定されている流動性供給銀行から流動性を調達し、当日の決済を完了させる。

（ネットィングスキームの法的安定性）

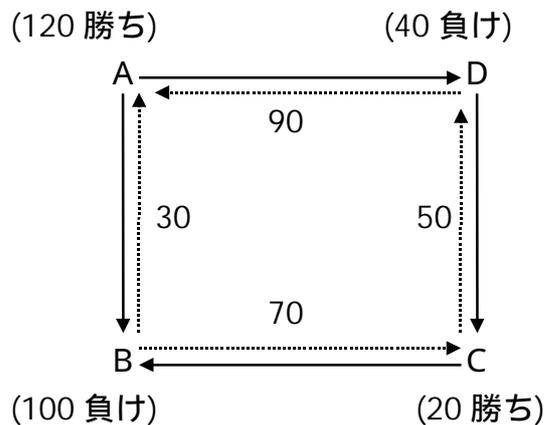
東京銀行協会を「セントラルカウンターパーティ」として、参加者間における多角的な債権債務関係を、各参加者と東京銀行協会間における相対の債権債務関係に置き換えたうえで、これらをネットィングすることとした。これにより、法的な安定性が確保されたネットィングスキームが実現した。

(BOX 4) 手形交換制度における繰戻し

以下のような設例を考えてみよう。この設例では、参加者 B は 100 億円の負けポジションとなっている。交換終了後、B が支払不能となり、繰戻しを行ったとする。この場合、各参加者の交換戻は、下表の () のように変化する。その際の変化幅は、対 B への持出し超過額に等しい。具体的には、B が 100 億円の負け戻を抱えて支払不能に陥った場合、他の参加者に及ぼす影響としては、A の交換戻は 120 億円の勝ちが 90 億円まで縮小しているほか、C の交換戻は、20 億円の勝ちが 50 億円の負けに転じている。C は、仮に 20 億円の勝ちを資金繰りに組み込んでいた場合には、急遽 70 億円 (20+50) の調達に追い込まれる可能性がある。

【設例】

(単位：億円)



- A → B は、A が B に手形を支払呈示したことを示す (A の持出し、B の持帰り)
- A ← B は資金の流れを示す (A の受取り、B の支払い)

【交換戻の計算】

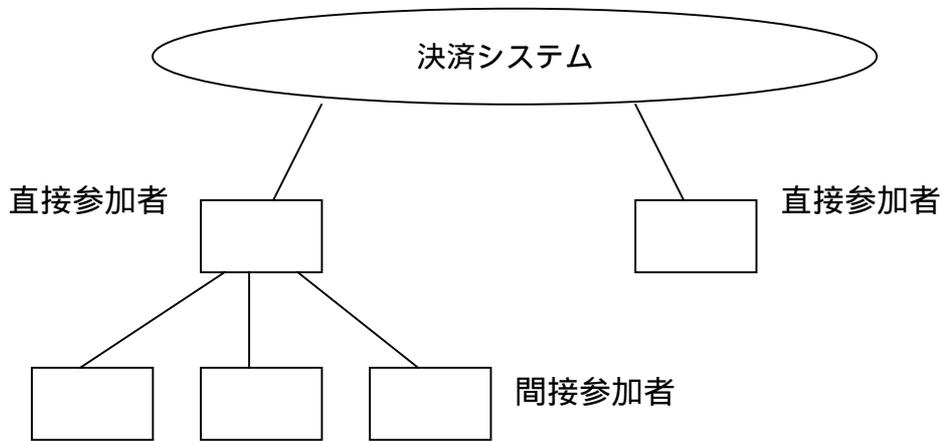
() 内は、B の支払不能時の繰戻し後。

参加者	持出し (受取り) X	持帰り (支払い) Y	交換戻 (勝+、負) X - Y	繰戻し後の 交換戻悪化幅
A	120 (90)	0 (0)	+120 (+ 90)	30
B	0 (0)	100 (0)	100 (0)	
C	70 (0)	50 (50)	+20 (50)	70
D	50 (50)	90 (90)	40 (40)	0

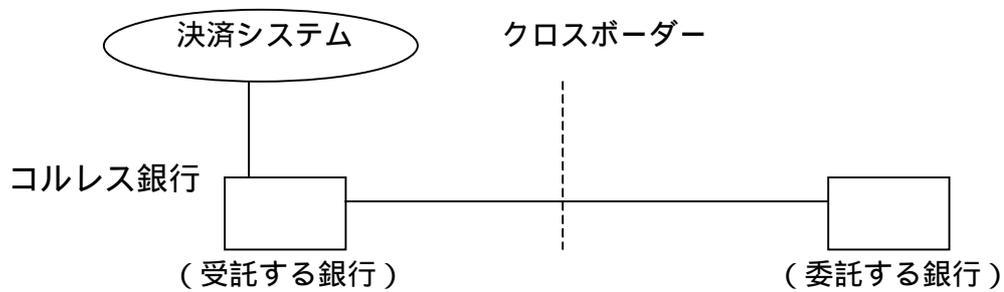
(リスク額の測定)

以上により、例えば、Cにとっては、Bが支払不能になった場合のリスク量を測定する場合には、日頃からBとの間の相対ベースの手形持出し超過額を把握すればよいことになる。なぜなら、この額がCにとってのBからの入金予定額であり、万一Bが支払不能になった場合に発生するポジション悪化額に相当するからである。

(図表 1) 決済システムにおける参加者の位置付け



・決済システムに直接参加している先を直接参加者、直接参加者に決済業務を委託している先を間接参加者という。



・決済業務の委託元が海外に所在する場合、受託する側をコルレス銀行という。

(図表 2) 決済リスク管理の基本ポイント

1 . 総論

- ・ 自行の決済業務の概要（事務量、自行の位置付け、主要取引相手など）を確認し、決済リスクの態様を把握する。
- ・ 決済リスクを正確かつタイムリーに測定・モニタリングする。
- ・ 限度額の利用等により、決済リスクを最適な水準にコントロールする。
- ・ 決済リスクの管理に経営陣やリスク統括部署が関与するとともに、決済関連業務に対して適切な内部検査を実施する。

2 . 信用リスク面の管理

- ・ 顧客・金融機関向けの日中与信を適切に管理する。
- ・ 外為決済リスクなど非 DVP に伴うリスクを信用リスク管理の一環として捉える。

3 . 流動性リスク面の管理

- ・ 取引相手からの受取不能や決済システム参加者破綻時の分担金支払いなどの可能性が自行の資金繰りに及ぼす影響を評価する。

4 . オペレーショナルリスク面の管理

- ・ 決済業務の事務堅確性、関連システムの安定稼働を維持する。
- ・ 決済業務のシステムセキュリティを確保する。
- ・ 決済業務に関連するシステム障害発生時に備えた緊急時対応を策定し、訓練を実施する。

5．リーガル（法的）リスク面の管理

- ・ 自行の法務部署が関与して、決済業務に関する法的関係を明らかにし、極力不確実性を排除する。

6．決済システム参加に伴うリスク面の管理

- ・ 自行が参加する決済システムに関する基本事項（参加者支払不能時の対応ルール等）を把握する。
- ・ RTGS システムでは、自行の資金繰り管理を日中きめ細かく行う。
- ・ ネット決済システムでは、参加者の支払不能時等に自行が負担する最終損失額・一時立替え額を評価し、リスク管理の対象とする。また、各種限度額を適切な水準に設定し、適時に見直すとともに、限度額に関するモニタリング・運用を適切に行う。
- ・ 決済業務を委託している場合は、委託先の信用度合い、事務対応能力等の評価する。
- ・ 決済業務を受託している場合は、委託元の信用度合い、事務対応能力等の評価する。

以 上